

YouTube

【宅建動画の渋谷会】佐伯竜

はい1点

2026年 宅建
【一問一答】
時効《基礎10問》



渋谷会

ぜひ令和8年度**宅建**試験に向けて、『【**はい1点**一問一答】時効《基礎10問》』をお役立てください。

動画内で繰り返し復習しやすいようにシンプルな問題・解説にしています。

時効は頻出の項目です。覚える事項が多い所ですが、まずは《基礎編》の問題を全問しっかりと理解してってください。

全国のみなさまの合格を祈念しております。

担当講師 司法書士 佐伯竜

この一問一答は、宅建対策として「頻出で、基本的な知識」を取り上げた。出題箇所の知識確認を目的とするため、シンプルに作成し細かい表現等は省略している箇所がある。気になる点があれば、自身のテキスト類で確認していただきたい。

では、以下の各問について正誤をつけよ。

【問1】★

時効の効力は、時効期間が経過した時から発生し、その起算日に遡ることではない。

【答え】 誤り

時効の効力

時効の効力は、その起算日に遡る。(遡及効)

はい1点

【問2】★

時効を援用できる者は、直接の当事者に限られ、債務者の保証人や物上保証人が時効を援用することは認められていない。

【答え】 誤り

時効の援用



はい1点

時効は、**当事者**（消滅時効にあつては、**保証人、物上保証人、第三取得者**その他時効の援用について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

【問3】★

時効の利益は、時効期間が経過する前であっても、あらかじめ放棄することができる。

【答え】 誤り

時効の利益の放棄

はい1点

時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

時効利益の喪失(時効援用権の喪失) ※期限の利益の喪失とは違う

時効完成後に債務者が債務の承認をしたときは、時効完成の事実を知らなかったとしても、信義則上以後その時効を援用することは許されない。

はい1点

【問4】★

裁判上の請求をした場合、その事由が終了するまでは時効は完成せず、確定判決によって権利が確定したときは、その確定した時から新たに時効期間が進行する。

【答え】正しい

裁判上の請求による時効の完成猶予及び更新

「裁判上の請求」があった場合には、その事由が終了するまでの間は、時効は、完成しない。（時効の完成猶予）

はい1点

この場合において、**確定判決**又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、**裁判が確定した時から新たにその進行を始める。**

（時効の更新）

はい1点

【問5】★

催告があったときは、その時から6か月を経過するまでは、時効は完成しない。

【答え】正しい

催告による時効の完成猶予

はい1点

1 催告があったときは、その時から**6箇月**を経過するまでは、**時効は、完成しない。**

(時効の完成猶予)

2 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた**再度の催告**は、前項の規定による**時効の完成猶予の効力を有しない。**

はい1点

【問6】★

時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。

【答え】正しい

承認による時効の更新

時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。

はい1点

ex. 債務を認める、一部弁済、利息を支払う

ちよい足し

【問7】★

20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

【答え】正しい

所有権の取得時効

はい1点

はい1点

1 20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

※ 次の問いと合わせておさえる

【問8】★

10年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者が、その占有の開始の時に善意無過失であった場合であっても、占有の途中で他人の物であると気付いたときは、10年での取得時効は認められない。

【答え】 誤り

所有権の取得時効(つづき)

はい1点

2 10年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。

はい1点

はい1点

善意無過失 ⇒ 10年

上記以外 ⇒ 20年

【問9】★

債権は、権利者が権利を行使することができることを知った時から、3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

【答え】 誤り

債権等の消滅時効

1 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

はい1点

一 権利者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。(主観的起算点)

はい1点

二 権利者が権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。(客観的起算点)

※ 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権 ⇒ 「20年間」

ちよい足し

はい1点

※ 所有権は消滅時効にはかからない

【問10】★

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者が損害及び加害者を知った時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。

【答え】 誤り

不法行為による損害賠償請求権の消滅時効

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。

はい1点

※ 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権 ⇒ 「5年間」

ちよい足し

二 不法行為の時から20年間行使しないとき。

はい1点

この動画はぜひくり返し視聴してください。

耳に残った知識がそのまま本試験で出題されます。

はい1点 の太字部分を覚えておいてください。

時効は覚える項目がとても多いです。

まずは基本をしっかりと固めることが重要です。

この一問一答で取り上げている基本事項をしっかりと覚えておきましょう。

では、この動画を視聴されたみなさまの合格を祈念しております。

【宅建動画の渋谷会】

<https://shibuyakai.com/>

《WEB ストリーミング講座》 ★NEW★

★令和8年版 宅建「これだけで合格セット」 《わかって解ける》

★令和8年版 宅建基幹講座 《理解を深める》

★令和8年版 宅建過去問演習講座 《解き方を学ぶ》

<https://shibuyakai.com/>